政令

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年七月二日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百六十七号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とする。

第一条中「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（特定離島）

第一条　排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の政令で定める離島は、沖ノ鳥島及び南鳥島とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人

国土交通大臣　前原　誠司

省令

○法務省令第二十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二日

法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表盛岡地方法務局の部水沢支局の款同支局の項の次に次のように加える。

大船渡	岩手県	岩手県の内 大船渡市 陸前高田市 気仙郡
	大船渡市	

別表盛岡地方法務局の部花巻支局の款同支局の項管轄区域欄中「花巻市」を「花巻市　北上市　遠野市　和賀郡」に改め、同款北上出張所の項及び同部遠野支局の款を削る。

別表大阪法務局の部同法務局の款天王寺出張所の項中「生野区　東成区」を「東成区　生野区　阿倍野区　住吉区　東住吉区　住之江区　平野区」に改め、同款東住吉出張所の項を削る。

別表高松法務局の部同法務局の款同法務局の項管轄区域欄中「高松市」を「高松市　小豆郡」に改め、同款土庄出張所の項を削る。

別表熊本地方法務局の部同地方法務局の款同地方法務局の項管轄区域欄中「熊本市」を「熊本市　上益城郡」に改め、同部御船支局の款を削る。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項を削る。

第四条第一項中「千葉東出張所」を「船橋支局及び千葉東出張所」に改める。

第七条第一項を削り、同条第二項中「管内静岡県静岡市に属する地域内の」を「の管轄に属する」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　静岡地方法務局富士支局、下田支局、熱海出張所及び富士宮出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、静岡地方法務局沼津支局で取り扱わせる。

第七条第四項を次のように改める。

4　静岡地方法務局掛川支局管内静岡県御前崎市御前崎、白羽及び港に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）並びに同県牧之原市及び榛原郡吉田町に属する地域内の登記事務は、静岡地方法務局島田出張所で取り扱わせる。

第十一条第一項中「北出張所、天王寺出張所及び東住吉出張所」を「天王寺出張所及び北出張所」に改める。

第十四条中「桜井支局」を「葛城支局、桜井支局、五條支局」に改める。

第十五条中「湯浅出張所」を「岩出出張所及び湯浅出張所」に改める。

第十八条第一項を削り、同条第二項中「熊野支局」を「伊勢支局、伊賀支局、熊野支局」に改め、同項を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2　津地方法務局伊勢支局管内三重県度会郡大紀町に属する地域内の登記事務は、津地方法務局松阪支局で取り扱わせる。

第二十三条第一項を削り、同条第二項中「東広島支局」を「三次支局、東広島支局」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　広島法務局管内広島市佐伯区に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、広島法務局廿日市支局で取り扱わせる。

第二十四条第一項を次のように改める。

山口地方法務局宇部支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、山口地方法務局で取り扱わせる。

第二十四条第二項中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3　山口地方法務局周南支局管内山口県熊毛郡田布施町、平生町及び上関町に属する地域内の登記事務は、山口地方法務局柳井出張所で取り扱わせる。

第二十六条中「及び出雲支局」を「、出雲支局、益田支局及び西郷支局」に改める。

第三十二条第一項を削り、同条第二項中「、御船支局」を削り、同項を同条第一項とし、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条に次の一項を加える。

4　熊本地方法務局山鹿支局管内熊本県菊池市に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、熊本地方法務局大津出張所で取り扱わせる。

第三十三条第一項中「屋久島出張所」の下に「、出水出張所」を加える。

第三十五条中「沖縄支局」を「名護支局、沖縄支局」に改める。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表熊本の項中「御船　一」を削る。

別表盛岡の項中「遠野　一」を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一御船人権擁護委員協議会の項及び遠野人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十二年七月十二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定、第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第十一条第一項、第十五条、第二十三条及び第三十二条の改正規定並びに第三条及び第四条の規定　平成二十二年七月二十日

二　第二条中登記事務委任規則第十四条、第十八条、第二十六条、第三十三条第一項及び第三十五条の改正規定　平成二十二年七月二十六日